みきゃん等の防災衣装貸出しについて

県民の防災意識啓発を目的に、新たにダーク みきゃん及びこみきゃんの着ぐるみに使用でき る防災衣装を製作しました。

[防災ずきん、防災バッグ 1組ずつ]

みきゃん等の着ぐるみと併せて使用する場合に貸出しますので、防災訓練、防災に関するイベントなど各種行事にご活用ください。

○貸出条件(みきゃん等本体の要領に準じます)

次の場合であって、防災意識啓発に資すると認められる場合

- 県内の市町が使用するとき。
- ・ 県内の学校等が教育目的に使用するとき。
- ・ 県内の公共的団体が非営利の活動に使用するとき。
- ・ 県と協働で取り組む事業に使うとき。

○申請の手続き

- ①電話で防災危機管理課に衣装の空き状況を確認してください。
- ②空き状況を確認後、申請書を提出してください。
- ③申請書と併せて、行事の概要がわかるものやチラシ等をご提供ください。
- ※衣装単体での貸出は出来ません。必ず着ぐるみと一緒に借りてください。
- ※みきゃん本体の貸出は、別途県内貸出機関へ手続きが必要です。 (県内貸出機関:本庁みきゃんセンター、東予地方局、今治支局、中予地方局、 南予地方局、八幡浜支局)
- ※防災衣装は着ぐるみタイプのみ対応しています。(エアタイプ着用不可)









